

たために市民税の改正の件と、特別徴収が十二回
にわたったために給与支払い報告書の提出期限を
一月早めたと、二月末を三月一日までにしたと
、オミナリ条の三につきオミナリは、所得税法の改
正にもなっていないオミナリ条の整備も、オミナリ
九条の二につきオミナリは、新しく三項が加ったわけでも
ないオミナリは、この条の改正は個人の市民税の追加徴
収方法とその特別企業組合の計算方法、このようにも
のが改正になつたために三項を新たに加えるわけでも
ないオミナリは、その内容は報税者から不正な行為とか
うことで所得税を免れた場合とか、所得税の決定
を受けた後にほかに修正申告、税務署の所得税
の更正、このようにものを除く、正當な方法は所得
税の修正申告と、また所得税の更正があるに
二とにオミナリ市民税と報税期限後一手に付からず
市民税を改正した場合に、報税期限から一手に付た翌
日

日かり不足税額を徴収するため発行した
オミナリ報税通知書を発行した日、そのオミナリは、延滞
金の計算の日かり免除するところ、一年後
に追加徴収した場合、報税期限後一手に付た翌日
かり報税通知書を発行した日、そのオミナリは、延滞金
の期間かり免除するところ、このオミナリは、個人
け、オミナリは、オミナリ条の四、改正は、個人
の市民税の改正が特別徴収の場合、給与所得者が
つくめ先をオミナリした時に、給与所得者が
特別徴収からくるわけでも、オミナリは、その場合
は市長に申し出ておくことにする、オミナリは、その
市民税の期間をやはり特別徴収が十二回になつたため
に期間の変更をしようとするものでも、オミナリは、オ
ミナリ条の二、オミナリは、特別徴収の関係でも、オ
ミナリは、従業員が個人未満のい、事業所の場合
は、本来は十回で徴収するつもりか、年二回でよろ



の改正によります。計算をやうあるやうに、
 すか、四十年年度の個人の市民税から適用するとい
 こで、ごういす。それから二項の適用につきま
 るは先きほど申し、西に申し、新く追加徴収を
 る場合の企画金の期間の関係、その適用、それ
 は四十年九月以後の市民税から適用する人、
 つづの三項です。退取所得の分離課税の期間の
 適用、ごういす。二のものは、四十年九月三十
 一日までに徴収するものについては適用する、
 とは読者之規定には、そのとおり、
 車の適用については、四十年年度の軽自動車税か
 ら身体障害者の減免適用をするといふこと、
 がいす。

以上簡単に説明申しあげました。議案が三
 十九号の説明を終らせました。たゞ、足りな
 いところは質問等により、まう二答申しあげた



いと思ひます。よろしくご審議のほどお願いいた
 します。説明にかえさせました。ごういす。
 議案(仮り債募集) 以上で提案理由の説明は終りま
 した。

二のより本議に添する質疑を行ないます。
 (要議はし)と呼ぶ者あり。
 議案(仮り債募集) 以上で質疑を終ります。
 おはかりいたしました。
 案とあり、まう二に要議、ごういす。せんか、
 (要議はし)と呼ぶ者あり。

議案(仮り債募集) 二の要議はしと認めます。ごうい
 議案が三十九号は原案とあり、かまいたし。ごうい

。議長(仮り債募集) 日程が五議案が四十九号、福生
 市市町田税条例の一案を改正する条例を議題
 といたします。

議四十九
議四十一
議四十二
議四十三
議四十四
議四十五
議四十六
議四十七

藤長石川信義君
 あはかりに子下
 本集につく子
 そは朗読を省略し
 にたぐに提案理由の説明を
 おめたいと思ひますか、
 ニハにご要議ございせんか。
 (要議なしと呼ぶ者あり)

○讓夏下リ信義君ニ
二書讓はしと認めます。
子ク

本書の朗読は省略して示す。

祝務課長古谷徳男君より本席にフク提議

（稅務課長古谷徳用君登壇）

○祝務課長（古谷徳男君）ニ指示に依りて之を、議案
ヲ早急につづき之を提案理由の説明せしめし
べし。

本条例に「子」は、都市計画図籍条例の一部
改正で「子」を、都市計画法が昭和四十三
年法律第一〇〇号により「子」にシ「子」
一本手の六月十四日に施行になつており「子」

福生町議会

二、三にフリの条文中の一節でございすが、
字句の改正に力を入れていす。

市町村の固定資産税

徴の課税標準に於ける子と、潮市、各母の改正につ

子シテ、福事その他福願の変更、徴収方法の
変更とワケにカの子ツクハ子せん。オニ条にツ

手は筆を三寸六号の二条とすり規定にほつて

今回新しく都市計画法が加

とソグロに、変々たサゲでゴクニ好す。オニ

規定を以て、そのうち、計画税は、

市町區法、大正八手法律第三十六号、第二條の規定により決定された市町區區域に附屬

するに、家屋、その他に課税標準とて課税するといふ項目でございすか、それか法律の改正に
あつて新しい法律にちよつと適用する。今ちよつと改
正の法律では決定といふ字句が使ひてありましたか
ら、それが指定といふことに改めるわけにございすか。
附則につきちよつとは所定の課徴収条例で説明に
なっており、地方税法の附則の中には町田税に關する
る用語の意義といふやうなものが掲げられてあるわ
けでございすか、それかそれかそれかそれかといふ
お條々といふことに變つたために、都市計画税もそ
ういふことに改正しやうとするものか、ございすか。
以上簡單でございすか、提案の説明にかえ
さすまいにございすか。よろしくご審議のうえご決
定あらうにございすか。お願いにございすか。
議長の御意見、以上で提案理由の説明は終り
ました。

二ハナリ本条に存する質疑を行はします。
「要議は」と呼ぶ有アリ」
議長（石川信義君）メエで質疑を終ります。
衆（おほかり）にします。議案ヲ四十一号ハ原
案とあり決するにニ要議アリませんか、
「要議は」と呼ぶ有アリ」
議長（石川信義君）ニ要議は」と認めます。さう
議案ヲ四十一号ハ原案とあり決したに
~~~~~  
議長（石川信義君）日程カ六議案ヲ四十一号「福生ケ」  
国民健康保険条例の一部分を改正する条例を議題  
としたにします。  
議長（長谷川清一君）議案の朗読せよとせします。  
議長（須崎謙三君）省略  
議長（石川信義君）朗読は終りました。  
本案につき提案理由の説明を求めます。佐々木







の件数は百七十三件でございます。  
 保険料にいたしまして四十九万二千七百三十八円で  
 ござります。この分につきましては国が特別調  
 査費は金という形で全額交付をしております。この  
 の人になする保険料の増額はございせん。こ  
 の規定は四十四年度分の保険料から適用した  
 といふことでございます。二年度のうちに昭和四  
 十四年度分の保険料はたゞいす所定課税でござ  
 りますので、さうちにやりましたと思つてござ  
 ります。以上簡單でございす。本業の説明を終わらせ  
 るにいたす。よろしくご審議のうえに決定  
 くださる。お願い申し上げます。  
 議長（佐川信義君）以上で提案理由の説明は終了す  
 る。二のより本業になする質疑を行はります。  
 （佐川信義君）と仰る者あり。

福生町議会

議長（佐川信義君）以上で質疑を終ります。  
 おはかりいたします。議案第四十一号は厚生  
 委員会に於て説明は済んで願うことにいたし  
 と思ひます。二のよりご審議のうえに決定  
 くださる。お願い申し上げます。  
 議長（佐川信義君）二のより議案はと仰る者あり。  
 議案第四十一号は厚生委員会に付託することに決  
 定いたしました。二のよりご審議のうえに決定  
 くださる。お願い申し上げます。  
 議長（佐川信義君）日程が七議案が四十二号昭和四十  
 四年度福生町一般会計補正予算案を二号で議  
 題といたします。  
 議事録を議長と議長朗読をいたさす。  
 議事録を議長朗読をいたさす。

議案四十二  
 議案四十三  
 議案四十四  
 議案四十五  
 議案四十六  
 議案四十七